

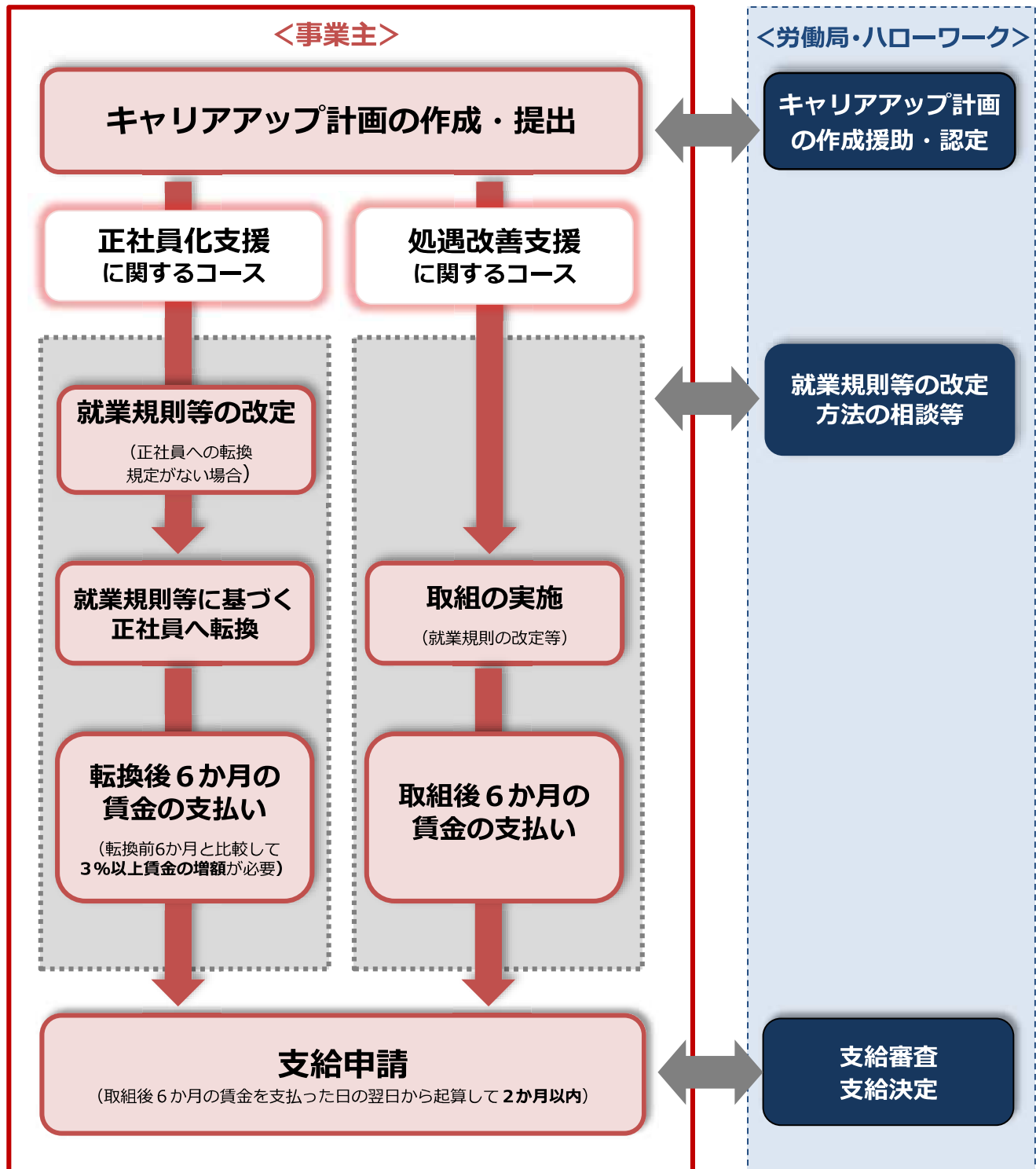
# キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

	助成内容	※<>は生産性の向上が認められる場合の額		
		助成額	中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	<b>正社員化コース</b> 有期雇用労働者等を <b>正規雇用労働者に転換又は直接雇用</b> した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		② 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円<12万円> ②：4万7,500円<6万円>（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円<12万円> ②：4万7,500円<6万円>（大企業も同額） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円<12万円>（大企業の場合、7万1,250円<9万円>）			
	<b>障害者正社員化コース</b> 障害のある有期雇用労働者等を <b>正規雇用労働者等に転換</b> した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期 → 正規	120万円	90万円
		有期 → 無期	60万円	45万円
		無期 → 正規	60万円	45万円
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
		有期 → 正規	90万円	67.5万円
	※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。			
処遇改善支援	<b>賃金規定等改定コース</b> 全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の <b>賃金規定等を改定し、2%以上増額</b> させた場合（1人当たり）	対象労働者数 1～5人	3万2,000円<4万円>	2万1,000円<2万6,250円>
		対象労働者数 6人以上	2万8,500円<3万6,000円>	1万9,000円<2万4,000円>
	※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合に加算 1人当たり1万4,250円<18,000円> ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合に加算 1人当たり2万3,750円<3万円> ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に加算 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）			
	<b>賃金規定等共通化コース</b> 有期雇用労働者等と <b>正規雇用労働者との共通の賃金規定等</b> を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
	<b>賞与・退職金制度導入コース</b> 有期雇用労働者等を対象に <b>賞与・退職金制度を導入</b> し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>
	※ 同時に導入した場合に加算 16万円<19万2,000円>（大企業の場合、12万円<14万4,000円>）			
	<b>選択的適用拡大導入時処遇改善コース</b> 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、 <b>社会保険適用と働き方の見直し</b> に反映させるための取組を実施した場合 ※ 令和4年9月30日までの取組に限り助成します。	1事業所当たり	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
		2%以上3%未満	1万9,000円<2万4,000円>	1万4,000円<1万8,000円>
		3%以上5%未満	2万9,000円<3万6,000円>	2万2,000円<2万7,000円>
5%以上7%未満		4万7,000円<6万円>	3万6,000円<4万5,000円>	
7%以上10%未満		6万6,000円<8万3,000円>	5万円<6万3,000円>	
10%以上14%未満		9万4,000円<11万9,000円>	7万1,000円<8万9,000円>	
14%以上	13万2,000円<16万6,000円>	9万9,000円<12万5,000円>		
<b>短時間労働者労働時間延長コース</b> 有期雇用労働者等の週所定労働時間を <b>3時間以上延長し、社会保険を適用</b> した場合（1人当たり）	3時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>	
	※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成（基本給を一定額以上昇給している必要があります）			
	1時間以上2時間未満	5万5,000円<7万円>	4万1,000円<5万2,000円>	
	2時間以上3時間未満	11万円<14万円>	8万3,000円<10万5,000円>	

# キャリアアップ助成金 支給申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、  
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

キャリアアップ助成金

検索

